

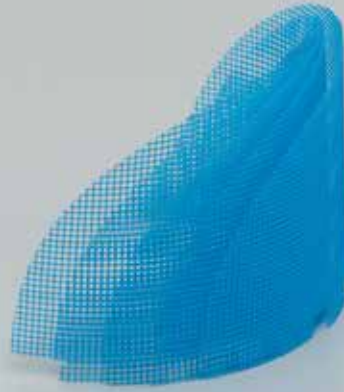
20秒間
咀嚼

6秒で
測定

数値で診る!
咀嚼能力を簡単測定!



グルコセンサー GS-II



GS-II センサーチップ



グルコラム



グルコラム
(グルコース含有グミ)



咀嚼能力検査装置

NEW

健保適用

GLUCO SENSOR GS-II

グルコセンサー GS-II

有床義歯咀嚼機能検査を手軽に、スピーディーに



20秒間
咀嚼運動路測定

咀嚼のパターン・安定性を診る!

健保適用

NEW

歯科用下顎運動測定器

Motion VISI TRAINER V-1

モーションビジトレーナー V-1 有床義歯咀嚼機能検査システム

「有床義歯咀嚼機能検査」が新設

有床義歯装着時の下顎運動および咀嚼能力を咀嚼能力検査装置と歯科用下顎運動測定器を用い測定することにより、有床義歯装着による咀嚼機能の回復の程度を客観的かつ総合的に評価し、有床義歯の調整、指導及び管理を効果的に行うことが歯科診療報酬に新設されました。有床義歯を新製する場合において、新製有床義歯の装着前及び装着後のそれぞれについて実施することで保険算定が可能です。

有床義歯咀嚼機能検査 (1口腔につき)

- 1 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 (1回につき) 480点
- 2 上記1を算定した患者に対して、咀嚼能力測定のみを行う場合 (1回につき) 100点
(厚生労働省ホームページ: 中央社会保険医療協議会 総会 (第328回) 議事次第資料より一部抜粋)

有床義歯咀嚼機能検査は、次のいずれかに該当する場合に限り算定する。

- イ 総義歯を新たに装着した場合又は総義歯を装着している場合
- ロ 9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係を有しない場合
(厚生労働省ホームページ: 平成28年度診療報酬改定関係資料_III-1 通知その03より一部抜粋改変)
※別途地方厚生局長等への施設基準届出が必要